

○現場代理人の兼任に関する取扱いについて

平成25年3月28日 建情第1428号
各総合振興局長、振興局長あて
農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕 平成28年5月27日建管第511号、12月9日第1577号、令和3年3月31日第1809号、5年2月27日第1542号改正

現場代理人については、常駐義務が北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日付け北海道規則第60条）別記建設工事請負標準契約書式第9条第2項に定められておりますが、同条第3項の規定による常駐義務の緩和に関する具体的な取扱いについて、次のとおり定めただけで事務処理を適切に行ってください。

記

1 兼任の対象となる工事

現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事

(1) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア 請負代金額が4,000万円未満の工事であること（建築工事は8,000万円未満）。

イ 工事場所が原則、同一市町村内であること。

ウ 公共工事であること（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）。

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

2 兼任の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。

(2) 兼任する場合においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行すること。

3 兼任の手続き

(1) 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」（以下「兼任届」という。）を支出負担行為担当者に提出すること。

(2) 総括監督員は兼任届の内容が1の基準を満たしているかを確認し、その結果を兼任届の下段に記入した上で、基準を満たしている場合は、受注者に写しを交付し、支出負担行為担当者へ原本を提出することとし、基準を満たしていない場合は、受注者に原本を返却するとともに、写しを支出負担行為担当者へ提出すること。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ